新生活に向けて考えたい お金・将来のこと



お金や暮らしの知恵を学びましょう!

新生活の準備に合わせて、お金や将来のことも考えてみませんか?

寒い日が続いていますが、暦の上では春になりました。梅の花が咲いた ところもあり、季節が着実に進んでいることを感じる今日この頃です。

春と言えば新生活が始まる季節です!ご自身やご家族の環境が変わる 方は、新生活の準備を進めている時期でしょう。環境が変わらない方も、 新年度への用意が始まっていることと思います。

新生活の始まりに向けて、もう少し先の将来のことについて・・・例えば下の4つの項目について、考えてみたりご家族でお話ししてみたりしてはいかがでしょうか。「将来こうありたい」と希望をはっきりさせることで、実現の道筋が浮かび、新生活をがんばる意欲が高まるかもしれません。



ライフプランの作成

自分や家族が何歳の頃にどういう暮ら しをしていたいか(どうなっていたい か)、それにかかる費用はどのくらいかを 書き出してみましょう。

実現に必要な準備が見えてきます。

家計の管理、見直し

ライフプランの実現にはお金も必要です。家 計簿をつけていない方は、つけることで家計管 理を始めてみましょう。簡単につけられるもの から始めるのが続けるコツです。

既につけている方は、収支や固定費を見直してみましょう。

資産形成を考える

投資による資産形成を補助してくれる制度として「NISA」があります。投資による利益や配当が非課税になる制度です。

株式投資や投資信託は元本割れとなる可能性があります。また、低リスクかつ高リターンの金融商品はありません。自分に合った投資方法や貯蓄とのバランスをよく検討しましょう。

お子さん・お孫さんへの注意喚起

成年年齢の引下げにより、18歳から一人で契約をすることが可能になりました。

新生活の時期によくある金融トラブルとして、クレジットカードの使い過ぎ、知り合いからの副業・投資への勧誘があります。ご家族でこうした情報を共有したり、お金の管理について話してみたりするなど、注意を呼びかけましょう。

出典:知るぽると HP「ライフプランを立てましょう」、「家計簿を始めてみよう」、「2024 年から NISA 制度はどう変わる?」

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 新しいお部屋で新生活!「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!!
- ◆ 「消費者志向経営」 を知っていますか?
- ◆ 18歳から大人に クレジットカードの使い方を考えよう!
- ◆ 災害に関する義援金詐欺にご注意ください
- ◆ ストップ!特殊詐欺被害 投資や暗号資産などの特殊詐欺に注意!
- ◆ 消費者啓発出前講座をご活用ください!
- ◆ 新生活に向けて考えたい お金・将来のこと(金融広報委員会)

2024

3 March

第 168 号



新しいお部屋で新生活!「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!!

相談事例 1

賃貸マンションを借り、敷金など約 18 万円を支払ったが、入居できなくなったため解約を申し出たら「契約は成立している。 清掃費用以外は返金できない」と言われた。 鍵も受け取っていないのに、返金されない。 なんとかならないか。

相談事例 2

賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用等で計17万円の原状回復費用を請求された。敷金礼金はない部屋で、契約書に原状回復に関する特約もなかった。高額な請求に納得できない。

★ アドバイス ★

◆トラブルに遭わないために

契約時:契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する

禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項のほか、「原状回復費用は全額借主負担」などといった借主に一方的に不利な特約がないかよく確認しましょう。

入居中:入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する

借主が貸主側に無断で修繕を行うと、その内容や金額について貸主側とトラブルになることがあるので、注意が必要です。

退去時:精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める

納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に 説明を求め、費用負担について話し合いましょう。

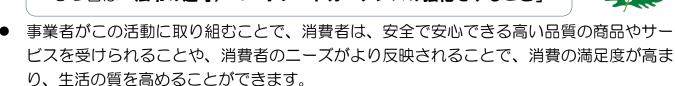
困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。





「消費者志向経営」を知っていますか?

- 「消費者志向経営」とは、事業者が、消費者の権利や利益を尊重し、企業の社会的責任を 意識した事業活動を行うことを言います。
- 消費者庁では、事業者が行う消費者志向経営の活動を3つに分けています。
 - 1つ目は「みんなの声を聴き、かつ いかすこと」
 - 2つ目は「未来・次世代のために取り組むこと」
 - 3つ目は「法令の遵守/コーポレートガバナンスの強化をすること」



事業者と消費者の相互の作用によって、健全な市場の育成や経済の好循環を生み出し、国 際的に取り組んでいる持続可能な開発目標(SDGs)の達成にもつながっていきます。

(参考:消費者庁 消費者志向自主宣言のすすめ はじめての自主宣言ガイドブック)

18歳から大人に クレジットカードの使い方を考えよう!

- 18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。
- トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法をしっかり理解しま しょう。
- クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、 将来、**住宅や自動車のローンなどが組めなくなる**恐れがあります。支払計画を立てて利用し ましょう。
- 「**分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」は手数料が発生**します。特にリボ払いは毎月 の支払いが一定となる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、支払いがなかな か終わらない恐れがあり、注意が必要です。
- 不正利用を防ぐため**暗証番号は他人に推測されない番号**に設定し ましょう。また、クレジットカードは**他人に貸したりせず、**適切 に管理し、利用明細も必ず確認しましょう。
- 困ったとき、不安に思ったときは、お住まいの地域の消費生活相 談窓口に相談しましょう。

災害に関する義援金(ぎえんきん)詐欺にご注意ください

- 災害時に、福祉団体や公的機関などを名乗り、義援金をだまし取ろうとする義援金詐欺と疑 われる事例の情報が寄せられています。募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、 納得した上で義援金を寄付するようにしましょう。
- 困った時はひとりで悩まず、消費者ホットライン「188」にお電話ください。お近くの消 費生活相談窓口につながります。



投資や暗号資産などの特殊詐欺に注意!

- 投資や暗号資産などの**もうけ話**を持ち掛けて、**お金をだまし取る**特殊詐欺が増加しています。
- 手口の内容は、スマートフォンでSNSを利用中に投資を勧められ、指定したアプリなどで銀行口座に現金または暗号資産を送金させてお金をだまし取るものです。
- 実在する**タレントや経済学者の偽アカウント**を使って誘導するケースもあります。
- 「安定した利益が出る」などのもうけ話を簡単に信じず、**安易にお金を 振り込まない**でください。
- 電話やメール、SNSなどでお金の話が出たときは詐欺を疑いましょう。
- 不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署や「警察相談電話 #9110」またはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

※SNS とは

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、ラインやエックス (旧ツイッター) など、インターネット上の交流サイトのこと。ほかにもフェイスブックやインスタグラムなど様々な種類があります。

消費者啓発出前講座をご活用ください

無料



- 消費生活相談員が、消費者トラブルの事例や被害に遭った場合の対処法などについて、わかりやすく説明します。
- 地域の自治会やサークル、高齢者団体、福祉団体、学校など、参加 する方の年代やご希望に沿った内容の講座をご用意しています。
- 派遣費用は無料です。
- 日程調整のため、お申込は開催希望日の2か月前までに1度お電話 ください。 お問い合わせ電話番号 022-211-3126

消費生活相談窓口

消費者ホットラインひとりで悩まずまず相談!

C188

ひとりで悩まず まず相談! 最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。 お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。 

相談時間 月~金 9時~17時

と 9時~16時(祝日・年末年始除く)

合県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月~金 9 時~16時 祝日・年末年始除く)

県民サービスセンタ-

北部地方振興事務所 県民サービスセンタ-

\$ 0224-52-5700 \$ 0229-22-5700

大崎圏 ______

北部地方振興事務所栗原地域 事務所県民サービスセンター

L 0228-23-5700

栗原圏

石巻圏 _

東部地方振興事務所 県民サービスセンター **(**0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域 事務所県民サービスセンター

C 0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター (0226-22-7000



電子申請による 消費生活相談は こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。





◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。